

- 一、夜業ハ事未ノ特價上廢止又ハ制限ヲ爲スヲ得サルモ會社側ニ於テ後業並ノ保健上充分考慮スルコト
- 二、今回ノ事件ニ對シテハ犧牲者ヲ出サヌコト
- 三、十九日休業シタル職工ノ賃金ハ必要ノ告ニテ休業セシメタルモノニ付キテラ支給スルコト
- 四、十八日午後五時十分頃未分終了時刻ニ至リテ前職工側カ電氣ノスイッチレヲ切リテ退場シタルハ職工側全員ノ名ヲ以テ原謝スルコト

以上

勞秘第一三四六號

昭和四年七月二十五日

七一九一七二四

警視總監 丸山鶴吉



内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 官 殿

大阪神奈川各府縣知事 殿

14. 7. 27
642

やまと新聞社紛議ニ関スル件 (第二報) 解決

要旨 (岩田富美文ハ小島七郎等ト數回折衝シ遂ニ岩田ノ主張貫徹社共ハ解雇者ノ復職ヲ認メタルヲ解決ス)

標記新聞社ノ紛議ニ就テハ既報ノ其後折衝ノ結果解決シタルカ狀況左記ノ通ニ有之